

○文部科学省告示第百二十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年九月十日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 山口 俊一

<p>指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称</p>	<p>ウオータール橋</p>	<p>〈グランド・ジャット島の日曜 日の午後〉の習作</p>
<p>指定をした日</p>	<p>平成二十六年 九月十日</p>	<p>同右</p>
<p>指定の有効期間</p>	<p>平成二十六年九月 十四日から平成二 十七年一月二十五 日まで</p>	<p>平成二十六年九月 十四日から平成二 十七年四月十五日 まで</p>
<p>指定美術品等を公開しようとする者の 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ つては、その代表者の氏名</p>	<p>日本経済新聞社文化事業局 局長 小松 潔 東京都千代田区大手町一丁目三番七号 あべのハルカス美術館 館長 浅野 秀剛 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 一番四十三号</p>	<p>日本経済新聞社文化事業局 局長 小松 潔 東京都千代田区大手町一丁目三番七号 あべのハルカス美術館 館長 浅野 秀剛 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 一番四十三号</p>
<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名 称及び所在地並びに指定美術品等を公開 する予定の期間</p>	<p>あべのハルカス美術館 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目一 番四十三号 平成二十六年十月十日から平成二十七年 一月十二日まで</p>	<p>あべのハルカス美術館 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目一 番四十三号 平成二十六年十月十日から平成二十七年 一月十二日まで</p>
<p>日本経済新聞社文化事業局 局長 小松 潔 東京都千代田区大手町一丁目三番七号 東京都美術館 館長 真室 佳武 東京都台東区上野公園八番三十六号</p>	<p>東京都美術館 東京都台東区上野公園八番三十六号 平成二十七年一月二十四日から同年三月 二十九日まで</p>	

<p>エラニーの農家</p>	<p>プロヴァンスの風景</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>日本経済新聞社文化事業局 局長 小松 潔 東京都千代田区大手町一丁目三番七号 あべのハルカス美術館 館長 浅野 秀剛 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目一 番四十三号</p>	<p>日本経済新聞社文化事業局 局長 小松 潔 東京都千代田区大手町一丁目三番七号 東京都美術館 館長 真室 佳武 東京都台東区上野公園八番三十六号</p>
<p>東京都美術館 東京都台東区上野公園八番三十六号 平成二十七年一月二十四日から同年三月二 十九日まで</p>	<p>あべのハルカス美術館 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目一 番四十三号 平成二十六年十月十日から平成二十七年一 月十二日まで</p>